

令和5年度 第2回 評議員会議事録

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1. 招集通知 | 令和6年 3月 6日(水) |
| 2. 開催日時 | 令和6年 3月 28日(木) 午後 2時 ～3時 15分 |
| 3. 開催場所 | ウェルピアかつしか 1階 ボランティア活動室・社協研修室 |
| 4. 評議員総数 | 40 名 |
| 5. 出席した評議員数 | 32 名 |

司会者久野常務理事は、令和5年7月及び令和6年1月に開催された評議員選任委員会において決定した新任の評議員を紹介した。(新任評議員：和泉 好洋 評議員、秋本とよえ 評議員、山本 ひろみ 評議員、かわごえ 誠一 評議員)

次に、出席評議員数が過半数に達したので、定款第16条第1項により評議員会が成立した旨宣言し、会議に入った。

秋本会長の挨拶の後、司会者より定款第15条の規定により議長選出について諮ったところ、司会者一任の声があったので、石井 玲子 評議員を議長に指名した。石井 評議員が議長席に着き議事に入った。

石井 議長あいさつの後、議事録署名人 2名の選出について諮ったところ、議長一任の声があったので、倉谷 恭平 評議員 ・ 大伴 はるよ 評議員の2名を指名した。

次いで議事に入った。石井 議長は、(1)議案第1号「令和5年度 社会福祉事業区分資金収支補正予算について」及び(2)議案第2号「令和5年度 公益事業区分資金収支補正予算について」の2件を上程し、事務局の説明を求めた。

〈資料:議案第1号-① 議案第1号-② 議案第1号-③ 議案第1号-④ 議案第2号-①〉

駒井次長は、(1)議案第1号「令和5年度 社会福祉事業区分資金収支補正予算について」、社会福祉事業区分における法人運営事業拠点区分、生活福祉資金貸付事務受託事業拠点区分、歳末たすけあい運動事業拠点区分、成年後見センター事業拠点区分の各サービス区分において、(2)議案第2号「令和5年度 公益事業区分資金収支補正予算について」、公益事業区分におけるシニア就業支援事業拠点分のサービス区分において、所要の補正を行う旨の説明を行った。

石井 議長は、議案第 1 号及び議案第 2 号について場内に諮ったところ、全会一致をもって賛成されたので、原案どおり可決、決定された旨宣した。

次に石井 議長は、(3)議案第 3 号「令和 6 年度 事業計画並びに資金収支予算について」を上程し、事務局の説明を求めた。なお(8)報告第 5 号「地区高齢者支援活動助成事業について」及び(9)報告第 6 号「小地域福祉活動に係る助成金交付基準の改定について」は、令和 6 年度の事業計画と関連するため、併せて事務局からの説明を求めた。

〈資料:議案第 3 号 報告第 5 号 報告第 6 号〉

駒井次長は、(3)議案第 3 号「令和 6 年度 事業計画並びに資金収支予算について」、次のように説明した。

(1)令和 6 年度予算の基本目標、(2)基本目標の達成に向けて、(3)主要事業等の取り組みの説明を行った後、事業区分ごとに各拠点区分の令和 6 年度の事業計画及び収支予算(案)、また資金収支予算総括表で令和 6 年度の収支予算合計並びに前年度比等を説明した。

続けて駒井次長は、(8)報告第 5 号「地区高齢者支援活動助成事業について」、今年度から対象者名簿の交付が受けられなくなったことから見直し検討委員会を設置し、実施のあり方を検討した結果、令和 5 年度は名簿の提供はないが、現行どおり実施をし、見直しは令和 6 年度からということになった。そのため、資料に記載のとおり、令和 6 年度の地区高齢者支援活動助成事業については、地区高齢者支援活動助成事業見直し検討委員会の報告を踏まえ、区の補助金については(仮称)シルバー成人式を実施する方向で区と協議をしてきたが、区から問題点や課題の指摘があり、合意することができなかった。そのため区の補助金については、令和 6 年度以降も自治町会や地区町連が行う高齢者を対象とした取り組みへの助成金として継続できるよう区と協議をし、単に敬老祝いの品を配る取り組みは助成対象から除外をするが、高齢者の外出を支援し、地域との交流を促す取り組みについて幅広く助成の対象とすることで、地区高齢者支援活動助成を継続する旨説明を行った。

また区補助金に上乗せをしていた社協助成金については、会費収入及び歳末たすけあい募金の 50%に変更させていただくとともに、自治町会地域福祉活動助成として別基準を作成し、敬老行事以外の地域福祉活動にも活用できるようにした。社協助成金の減った 15%分については、小地域福祉活動助成等の増額に活用させていただくことの説明の後、見直し後の地区高齢者支援活動助成事業の事業内容、また新設をする自治町会地域福祉活動助成の事業内容等の説明を行った。

次に田浦次長は、(9)報告第 6 号「小地域福祉活動に係る助成金交付基準の改定について」、各地区の活動の更なる充実を支援する必要があること、また、幅広い分野で値上げの動きが広まっていること、そして地区高齢者支援活動助成事業の見直し検討結果を踏まえたものであることが改定の背景にあり、改定の概要として助成金額と助成対象項目の 2 点を変更する旨の説明を行った。

石井 議長は、議案第 3 号、報告第 5 号及び報告第 6 号について、質問、意見を諮ったところ、次のような質疑と回答が交わされた。

評議員

議案第 3 号の事業計画について確認をさせていただきたい。2 ページに「ヤングケアラーとその家族への支援を行う団体への助成などの経費が新たに計上されている」とあるが、具体的にいくら計上されているのか、またこの事業なのかを教えてください。

駒井次長

ここに記載をしているのは、葛飾区の福祉部における新規事業であって社協の事業ではないため、社協の事業の中には計上されていない。

評議員

報告第 5 号-①の 2 ページ、4 助成対象事業(3)地区行事(地区運動会や盆踊り大会)とあるが、我々の町会では、盆踊りは東京都の地域の底力発展事業の助成金をもらっているが、それと併用して使うことはできるのか。それとも分けなければならないのかを確認したい。

駒井次長

既存の事業を活用し、そこへ高齢者をご招待する取り組みについては、今行っている事業には社協の助成金は使えないので、今までどおり使っていただき、上乗せして実施する部分について、社協の助成金を使っていただくということになるが、両方の助成金を使って実施していただいて構わない。

評議員

東京都では2つの事業が入った場合には、それは対象外という連絡がきているので、そこをどう確認しているのか。こちらをもらうと東京都の場合は対象外ということになってくるが、そこをどのように考えられているのかを確認したい。

駒井次長

もともとの助成金が他の助成金との併用できないということになると、私どもの助成金は使えないということになるので、併用ができる行事を選んで上乗せして使っていただければと思う。

石井 議長は、議案第 3 号、報告第 5 号及び報告第 6 号について場内に諮ったところ、議案第 5 号については全会一致をもって賛成されたので、原案どおり可決、決定された旨宣し、また報告第 5 号及び報告第 6 号については、全会一致をもって承認された。

続いて石井 議長は、(4)報告第 1 号「会長の専決処分について」から(7)報告第 4 号「委員会委員の辞任に伴う後任委員の選任について」までの 4 件を上程し、事務局の説明を求めた。

〈資料:報告第 1 号 報告第 2 号 報告第 3 号 報告第 4 号〉

駒井次長は、(4)報告第 1 号「会長の専決処分について」、葛飾区職員の給与改定に伴い、①職員の給与に関する規程、②職員の勤勉手当に関する基準、③職員の期末手当に関する基準、④再任用職員の就業等に関する規程について、それぞれ一部を改正し、令和 5 年 11 月 29 日に会長専決処分を実施したこと、(5)報告第 2 号「規程の一部改正について」、今年度より葛飾区へ社協から職員を研修派遣しており、派遣先の部署において同一業務を行っている葛飾区職員に支給されている特殊勤務手当を研修派遣している社協職員にも支給をするため、職員の給与に関する規程の一部改正を行うこと、またこの規定は令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用することの説明を行った。さらに、(6)報告第 3 号「評議員の辞任に伴う後任評議員の選任について」、葛飾区自治町会連合会からの推薦により、和泉 好洋 氏を、また葛飾区議会からの推薦により、秋本 とよえ 氏、山本 ひろみ 氏、かわごえ 誠一 氏の 4 名が新任評議員として決定した旨の報告を行った。そして、(8)報告第 4 号「委員会委員の辞任に伴う後任委員の選任について」、委員会委員については委員会規程により、理事会の同意を得て会長が委嘱することとなっており、新たに会長が委嘱をした委員は 3 名で、企画・財政委員会委員に、和泉 好洋 氏、福祉事業推進委員会委員に、大山 高令 氏、勝俣 文良 氏を新委員として決定した旨の報告を行った。

石井 議長が、報告第 1 号から報告第 4 号について場内に諮ったところ、全会一致をもって承認された。

最後に石井 議長は、(10)その他について事務局に説明を求めた。

〈資料:令和 6 年度 葛飾区社会福祉協議会 理事会・評議員会開催予定表〉

駒井次長は、(10)その他で、①「令和 6 年度 葛飾区社会福祉協議会 理事会・評議員会開催予定」の説明を行った。

続けて石川ボランティア・地域貢献活動センター所長は、能登半島地震における避難者への対応について報告を行った。まず募金活動については、1 月 5 日から 3 階の企画総務課の窓口及び 1 階ボランティア・地域貢献活動センターの窓口、またさまざまな講座やイベントでも呼びかけをさせていただいた。そして 3 月に各地区で行われた小地域福祉活動でもご協力をいただき、集まった募金は 3 月 25 日に中央共同募金会へ送金をさせていただいた。1 月から 3 月までの募金総額は 33 万 8,536 円で、現在も各窓口で募金箱を設置をしている。

次に避難者へ3つの支援に取り組んでおり、①東京都が1月10日より居住支援の一環として都営住宅の入居受付を開始しており、順次12日から入居が始まっている。区内の都営住宅には10世帯ほどが入居されているという情報はあるが、個人情報の関係でどこに誰がいるというような情報は社協には入ってこないため、社協が支援できるサービスを紹介できるチラシを作成し、区役所に相談があれば、そのチラシを配付いただけるようくらしのまごごと相談課に依頼をしている。②社協に直接2件ほど相談の連絡があり、実際に食料と衣類の支援をさせていただいた他、訪問相談の支援も行った。③被災された方々が抱く見知らぬ土地での孤独感の解消や親睦を深める集いの場ということで、新宿地区の町連及び民児協の力をお借りし、26日の火曜日に避難者交流会を開催させていただいた。机上にその報告ということで資料を配付させていただいたので後ほどご覧をいただきたい。

石井 議長は、以上をもって審議全てが終了した旨宣言し、議長を降任すると宣して議長席を降りた。

小林副会長が閉会のことばをのべて、午後3時15分に散会した。